

平成22年4月14日

日本原燃株式会社
社長川井吉彦様

【提出団体】

花とハーブの里（青森県上北郡六ヶ所村）
PEACE LAND(青森県八戸市)
三陸の海を放射能から守る岩手の会（岩手県盛岡市）
三陸・宮城の海を放射能から守る仙台の会（宮城県仙台市）
三陸の海を守る気仙沼・本吉の会（宮城県気仙沼市）

高レベル放射性廃液の耐震安全管理を求める要望書

前略 失礼します。

私たちは貴社六ヶ所再処理工場の安全や放射能による環境汚染について不安な思いで見守っている市民団体です。私たちは今年1月20日「再処理工場の稼働凍結と工場に溜まっている高レベル廃液の安全管理を求める全国署名」95694筆を内閣総理大臣宛に提出いたしました。署名を受領した内閣府大臣官房山田哲範調査役から「確かに総理大臣へ伝えます。他に要望があれば承ります」と誠実な対応がありました。

貴社におかれては、署名をした多くの人々の思いを汲み、青森県民を始め近隣道県民そして従業員の安全のため高レベル廃液の安全管理について特段の耐震安全対策を講ずるよう強く要望します。

尚、総理大臣へ署名提出要望書と署名取扱団体89は別紙の通りです。

連絡先

- 〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村倉内笹崎1521
花とハーブの里 菊川慶子
電話・fax 0175-74-2522
- 〒020-0004 岩手県盛岡市山岸6-36-8
三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫
電話・fax 019-661-1002

平成22年4月14日

日本原燃株式会社
社長 川井吉彦様

【提出団体】

花とハーブの里（青森県上北郡六ヶ所村）
PEACE LAND(青森県八戸市)
三陸の海を放射能から守る岩手の会（岩手県盛岡市）
三陸・宮城の海を放射能から守る仙台の会（宮城県仙台市）
三陸の海を守る気仙沼・本吉の会（宮城県気仙沼市）

高レベル廃液固化セル内漏えい放射能収支に関する抗議と質問状

拝啓

私たちは貴社再処理工場から環境へ放出される放射性物質について常日頃不安を持ち見守っています。

貴社は本年2月24日報告書「高レベル廃液ガラス固化建屋固化セルにおける高レベル廃液の漏えいについて」を国に提出しました。この報告書では昨年1月21日発覚した広島原爆2.5発分と推定される行方不明の放射能回収収支について、フィルターでの除去量など詳細を示さずに±19%の誤差範囲で約97%の回収率としています。加えて「主排気筒からの放出放射エネルギーも検出限界値未満であったことから、環境への放射線影響はなかった」とまとめています。

高レベル放射性廃液はこの世の中で最も危険なものであり、嚴重かつ特別な取り扱いが必要とされるものです。漏えいした廃液に含まれる各々の放射性核種についてどこにどのように存在しているのか厳密な収支が必要であるにもかかわらず、このような大雑把な報告で済ますことは納得できません。これではセル内汚染から隣室汚染そして周辺環境汚染へといつのまにか汚染が広がり従業員や周辺住民の被ばくが危惧されます。放射能の行方を明らかにせず、なし崩しにして操業を続けることは今後の事故時等にこのような対応で済ませることになります。このような曖昧で無責任な対応をされている貴社は危険な放射能を取り扱う資格がないと言わざるを得ません。貴社は再度詳しい物質収支の調査を行い汚染防止について公表すべきであり、このような対応で済ますことに断固抗議いたします。

また、アクティブ試験により周辺環境においてヨウ素129を始めクリプトン85、トリチウムなどの濃度が上昇してきています。特に工場周辺農・漁民のヨウ素129食物摂取レベルが上昇してきています、人々はモルモットではありません。除去装置の設置、嚴重なるヨウ素の除去など対策を強く要求します。

【質 問 状】

上記抗議に関連して以下2項目について質問いたします。貴社社訓「私たちの行動基準」に則り放射能による環境汚染を防止するため真摯なる回答をお願いします。回答は文書で5月14日（金）までお願いします。

1) 2月24日「高レベル廃液ガラス固化建屋固化セルにおける高レベル廃液の漏えいについて」報告書に係わる質問

① 「・・・回収率の評価には放射性物質量の大部分を占める全ガンマ放射性物質量（ベクレル）を用いた」（P15-16）とあるが、現在貯蔵中の高レベル廃液中のストロンチウム90などベータ放射性物質とセシウム137などガンマ放射性物質について含まれる割合はどうなっているのか問う。

② 数百種ある核分裂生成物のうちわずか3種のガンマ線放出核種の回収量をもとに約97%（±19%）の回収率としていることについて。誤差範囲±19%となっているがその誤差の大きさの理由は何か。残りの3%もしくは最大22%の放射能はどこに存在しているのか。なぜ個々の核種毎の回収率を明示しないのか。

③ ヨウ素131、129について回収率について触れられていないのはなぜか。ヨウ素はヨウ素フィルターで100%捕捉されたのか。

④ ストロンチウム90は重要な放射能であり厳密な収支が必要である。しかしその放射能が測定されず、質量濃度から計算により求められている、その結果回収の収支が約<120%となりおかしな数値になっている。なぜ放射能を測定しないのか。このような常識はずれの数値で済ましていいのか。

⑤ 主排気筒へに通じる各種フィルターで漏えい放射能の捕捉データが表示されていないが、各核種の捕捉量を明らかにされたい。

⑥ 高レベル廃液であるにもかかわらず「放射性物質が定量下限値未満のため算出せず」とする核種の多さに驚くが各核種*の定量限界値を明らかにされたい。この程度の分析力では工場の安全管理をするに必要なソースタームとなる基礎データを得る役割を果たすことができないのではないのか。なぜ他の分析機関へ測定依頼し正確を期さないのか。

*103Ru,106Ru,125Sb,144Cs,60Co,95Nb,95Zr,241Am,244Cm

⑦ 主排気筒モニターで測定できる項目（核種）とその検出濃度限度を明らかにされたい。ヨウ素129、ヨウ素131について主排気筒モニターでは測定しているのか、

環境漏えいはなかったと結論付けているがそのモニター値など根拠資料を示されたい。

⑧ 添付資料19 (1/2) を見るに、固化セル（保守第一室）の線量当量率グラフは昨年2月20日確かに上昇しているが報道された数値（700マイクロシーベルト/時）と大きく異なっている。また、同室の線量当量率が昨年12月下旬から上昇したままの値が継続しているがこれは同室が汚染していることを示しているのではないか。労働環境として問題ないのか三点について問う。

⑨ 私たちは全ガンマ放射性物質だけの回収ではなく個々の放射性核種についてそれがどれだけ回収され他のものはどこに行ったのかが危惧している。行方をはっきりさせることにより、元素の性質を考え放射能汚染に対応していけるはずである。貴社の収支では工場内のどこにどれだけの核種が存在しているのか全くわからない。これではセル内の汚染が不明であり不注意により汚染がセルから周辺へ拡大するのではないかと危惧される。見解を示されたい。

2) 六ヶ所再処理工場周辺の放射能による汚染に関する質問 （財）環境科学技術研究所などのデータに依るとアクティブ試験により尾駱沼の生物や周辺土壌などのヨウ素129数値が急上昇している。また文科省のデータによると海洋のトリチウム濃度も広範囲に通常値を上まわっていることが観測されている。青森県のデータでは周辺モニタリングステーションにおいて高濃度のクリプトン85が検出されている。これらのことについて質問する。

① アクティブ試験で約10万ミリシーベルトものヨウ素129が環境に放出されている。なぜこのような多量のヨウ素129が除去されずに放出されるのか。除去装置を通して放出しているのか。除去装置の効率はどうなのか。

② アクティブ試験では大量のトリチウム、クリプトン85が環境へ放出されている。この放射能の人体への有害性について科学的にはっきりしているのか、はっきりしていないのならば予防原則に則り除去装置を設置すべきでないのか。青森県・六ヶ所村と締結したアクティブ試験安全協定第5条2項は誠実に実行の努力がなされているのか。

③ 2008.6国会において環境基本法について「放射性物質についても環境基本法の理念は運用される」と環境大臣からの答弁があった。再処理工場からの放射能放出は環境基本法第3条から第5条に掲げられている環境基本法の理念を大きく逸脱しているのではないかと。特に第3条（環境の恵沢の享受と継承等）第4条（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）について生態系への影響、そして環境負荷の低減について抵触していると見なされるが見解を問う。

④ 貴社は1ミリシーベルトを一般人の年摂取限度とし、六ヶ所周辺住民の被ばく最大値は0.022ミリシーベルトだから安全としている。年摂取限度値の科学的根拠を問う。尾駸沼の藻類のヨウ素濃縮係数の実際値は貴社の設定数値2000をはるかに超えている、他の魚介類も同様であるが、0.022ミリシーベルトの見直しはないのか。

⑤ 文科省や環境科学技術研究所、東北電力の海水データからはトリチウムが2ベクレル/ℓ（青森県・貴社の定量下限値）を超えて頻繁に検出されている。しかし貴社や青森県の測定値では一度も検出されていないことは不自然に思える、測定値は間違いないのか。平成19年10月実施の海水データについて計測値の生データを公開してほしい。貴社では2ベクレル/ℓを「定量下限値」としているが、これは「検出設定値」ではないのか、現に文科省測定値は0.07ベクレル/ℓまで求められているが「定量下限」という言葉は実際の測定下限と異なっているのではないか、見解を問う。

⑥ クリプトン85の定量下限値は2000ベクレル/m³が1時間継続することになっている。これは「定量下限値」ではなく「検出設定値」ではないのか。現在の国内バックグラウンドは約1.5ベクレル/m³程度であるがこの1300倍にならないと検出としないことは人々の健康や環境を守る観点から緩すぎる基準である。測定機器に即した実際の定量下限値に設定変更すべきでないのか。文科省データベースや他の機関の調査では数ベクレル/m³から検出値が公表されている。見解を問う。

⑦ ヨウ素129は主排気筒モニターで不検出であっても実際には大量に放出され周辺に降下しているが、ヨウ素129の放出量はどこで測定しているのか。モニターで不検出と実際の放出との関係はどうなっているのか問う。

⑧ ヨウ素129について六ヶ所周辺の農漁民の食品摂取濃度が上昇してきているが、一体自然のバックグラウンドのどこまで汚染されたなら危険信号とみなすのか。貴社は農作物・水産物中の各放射性核種について自然界の何倍までが食品として許容されると考えているのか。

以上 連絡先

- 〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村倉内笹崎1521
花とハーブの里 菊川慶子 電話・fax 0175-74-2522
- 〒020-0004 岩手県盛岡市山岸6-36-8
三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫
電話・fax 019-661-1002

